

令和6年度 児童クラブ利用（入所） 申請書の受付のご案内

特定非営利活動法人 わくわくキッズが運営する甲賀市の水口町・土山町地域の児童クラブへ 来年度（令和6年4月）から利用（入所）を希望される方に申請受けのご案内をします。

児童クラブは、仕事や病気などの理由により、保護者が昼間に家庭にいない児童の放課後生活を守り育てる事業で、児童クラブの利用には甲賀市が定めた利用基準を満たす必要があります。また、利用できる児童クラブは通学する小学校区の児童クラブに限ります。

【 対象の小学校と児童クラブ 】

小学校名	児童クラブ名	所在地
伴 谷	伴 谷 児童クラブ	水口町 伴中山 2227（伴谷小学校 グランド内 他）
伴谷東	伴谷東 児童クラブ	水口町 山 5060（伴谷東小学校 校門南側）
柏 木	柏 木 児童クラブ	水口町 北脇 1205-1（柏木小学校校門から東 50 ㍍）
水 口	水 口 児童クラブ	水口町 本町 1 丁目 2-1（水口小学校内）
綾 野	綾 野 児童クラブ	水口町 八坂 4 番 4 6 号（旧水口西保育園北側）
貴生川	貴生川 児童クラブ	水口町 貴生川 557（北杣橋北詰の旧貴生川保育園跡）
土 山	土山かきや 児童クラブ	土山町 北土山 2025（鈴鹿ホール内）
大 野	大 野 児童クラブ	土山町 大野 6425-2（大野小学校北側）

1 受付期間

10月 2日（月）から 10月13日（金）まで **期限厳守**

注：① 受付期間中の土・日・祝日を除く。受付時間等は裏面の表のとおりです。

② 利用申請に勤務先の**就労証明書（様式が決まっています。）**等が必要です。

事前に、申請書類・就労証明書様式を、児童クラブ、又は わくわく キッズ事務局に来所していただき、受け取ってください。

2 受付場所 等

受付場所	受付 曜日・時間
各児童クラブ (現に利用しているクラブ、又は、 令和6年度通学する小学校域のクラブ)	平日(月～金・祝日除く) 15:00～18:30
わくわくキッズ事務局 (甲賀市水口町八坂2-18)	平日(月～金・祝日除く) 9:30～17:30

※書類不備の場合は、事務局で相談のうえ、提出してください。

3 注意 等

- (1) 申請書類と『児童クラブ利用案内』は、令和5年9月1日より、上の表の「受付 曜日・時間」の時間帯に、各児童クラブ、又は事務局でお渡しできますので、来所してお受け取りください。(郵送による配布・受付はしていません。)
- (2) 申請する前に、『児童クラブ利用案内』を熟読してください。
- (3) 毎年、添付書類の就労証明書(様式は、保育園提出のものとは異なります。)の取得に時間がかかり、申請受付期間に、間に合わず、2次受付になる方がおられますので、申請書類は、余裕を持って準備してください。
- (4) 新1年生等で当法人の運営する児童クラブを初めて利用される児童については、11月に親子での面談を実施します。面談日時等は後日連絡します。
- (5) 入所は、利用基準に該当し、保育の必要性の高い方から決定します。この利用許可の決定は **令和6年1月** に 文書でお知らせします。

NPO法人 わくわくキッズ 事務局 水口町八坂2番18号
(ハローワーク甲賀より西100mの旧甲賀市 人権教育室 1階)

《お問合せ：TEL 63-4655 (業務時間は 月～金 の 9:30～17:30)》